

中小企業組合等 支援施策情報

事業再構築補助金(第3回公募)について ~中小企業庁~

中小企業庁では、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために企業が思い切った事業再構築に挑戦する取り組みを支援します。

事業の対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します。

必須申請要件

- ①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- ③補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	従業員数に応じて 100万円~8,000万円	2/3 (6,000万円超は1/2)
中小企業(卒業枠)	6,000万円超~1億円	2/3
中堅企業(通常枠)	従業員数に応じて 100万円~8,000万円	1/2 (4,000万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠)	8,000万円超~1億円	1/2

この他に、緊急事態宣言特別枠、今回から新設された最低賃金枠、大規模賃金引上枠といった類型があります。

募集締切 令和3年9月21日(火)

補助対象経費例など詳細はこちら

事業再構築補助金 検索



【お問い合わせ先】

事業再構築補助金事務局コールセンター
ナビダイヤル 0570-012-088
IP電話用 03-4216-4080
受付時間 9:00~18:00(日祝日を除く)

業態転換環境整備支援事業について ~秋田県~

秋田県では、非対面型・非接触型など新しい生活様式に対応した販売方法やサービスの提供方法に変更又は追加する取組を支援します。

補助対象者

県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上の事業実績がある中小企業者(非製造業)

※一部の業種は対象外となります。詳しくは実施要領をご確認ください。

補助対象事業

非対面型・非接触型など新しい生活様式に対応した販売方法やサービスの提供方法に変更又は追加する取組

【取組例】

- ・店内飲食からテイクアウトや移動販売等への転換
- ・店頭販売からECサイトを活用した提供方法への転換

補助率・補助金の額

補助率：1/2以内(グループの場合2/3)

補助額：上限100万円

補助対象経費

補助対象事業の実施に係る建物改修費、設備導入費、広告宣伝費等

※経常的経費など補助対象外となる経費もあります。

補助事業期間

補助交付決定日~令和4年2月28日

※ただし、応募時に事前着手届を提出した場合は、届出日から対象となります。

募集締切 9月21日(火) 午後5時必着

詳細はこちら

業態転換 秋田県 検索



【お申し込み先・お問い合わせ先】

秋田県産業労働部 商業貿易課 商業・創業支援班
TEL 018-860-2244

秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度について ～秋田県～

秋田県では、安心して飲食店を利用していただくため、一定の基準を満たす新型コロナウイルス感染防止対策を実施し、感染リスクを低減させている飲食店を認証する「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度」の申請を受け付けています。

〈申請から認証までの流れ〉

申請→申請内容審査→調査員による現地調査
→認証（専用サイトで公表）

本認証制度の申請と同時に設備導入のための「補助制度」もお申し込みできますので、是非、ご活用ください。なお、概要は次のとおりです。

対象者

次の全てを満たす事業者

- ・県内で客席を設けて食事等を提供する飲食店を営む事業者（宿泊業及び大企業を除く）
- ・「認証申請」をしている者（同時申請が必要）

補助金額

上限 1店舗あたり30万円（補助率：4/5以内）
※複数店舗の設備導入を行う場合も、店舗ごとに上限30万円となります。

補助対象期間

令和4年2月28日（月）まで
※令和3年4月1日以降に注文した設備等が対象です。

補助対象経費

認証取得に必要なとされる飛沫感染予防、接触感染予防及び換気による感染予防のための設備導入に要する経費

申請締切

令和4年2月28日（月）午後5時必着

詳細はこちら

飲食店認証 秋田県

検索



【お問い合わせ先】

秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証事務局
〒010-0921 秋田市大町三丁目4番1号
マニユライフプレイス秋田5階
TEL 018-896-6622 FAX 018-863-3377
E-mail info@akita-ninshou.jp
受付時間 平日9:30～17:30
※土日祝日・年末年始（12/30～1/3）を除く

秋田県労働移動奨励金について ～秋田県～

秋田県では、コロナ禍で離職し、他の業種から県内の事業所に正社員等で雇用され、対象業種の従業員として3か月以上勤務した方を対象に秋田県労働移動奨励金を支給します。

支給対象

県が指定する職業訓練を修了等している方で、令和2年2月14日以降にコロナ禍で離職され、他の業種から県内の事業所に令和3年4月1日以降、正社員等で雇用され、対象業種の従業員として3か月以上勤務した方

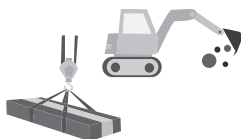
対象業種

建設業、土木建築サービス業、道路貨物運送業
※建設関連や建築関連の業務であれば、ほとんどの方が対象となります。

奨励金 30万円（1回限り）

受付締切

令和4年2月28日（当日消印有効）
※令和3年11月末までに雇用される必要があります。
また、予算の状況により、早期に終了する場合があります。



支給要件

- 次のいずれの項目にも該当すること
- ・県が指定する職業訓練を受講していること（※過去の受講歴も対象になる場合あり）
 - ・当該事業者に雇用された日前1年間に於いて、対象業種の正社員または1年以上の契約期間で、対象業種の従業員として雇用されていないこと。
 - ・主に総務・経理等の事務的作業に従事する者として雇用されていないこと
 - ・当該事業所に継続して勤務する意思があること

申請方法など詳細はこちら

秋田県労働移動奨励金

検索



【申請受付先・お問い合わせ先】

秋田県雇用関係給付金センター
受付時間 平日9時から17時まで
（休日及び12月29日～1月3日を除く）
受付窓口
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県産業労働部雇用労働政策課
『労働移動奨励金 担当』
TEL 018-860-2331